

能代市南地域包括支援センター運営規程 (指定介護予防支援事業所)

(目的)

第1条 この規程は、能代市が委託する能代市南地域包括支援センター（以下「センター」という。）において、指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）を実施し、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の提供にあたり、センターの運営方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう努めるものとする。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、常に公正中立に努めるものとする。
- (4) 事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 能代市南地域包括支援センター
- (2) 所在地 能代市檜山字新田沢105番地

(事業の実施主体)

第4条 事業の実施主体は、一般社団法人 能代市山本郡医師会とする。

(職員の職種等)

第5条 センターの職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員 1名以上 保健師・保健師に準ずる者
1名以上 主任介護支援専門員・主任介護支援専門員に準ずる者
1名以上 社会福祉士・社会福祉士に準ずる者
- (3) 事務職員（委託） 1名 庶務・会計等必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8:30～17:15

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 センターは、事業の提供開始にあたり、あらかじめ利用者及びその家族等に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 センターは、事業の提供開始にあたり、あらかじめ介護予防サービス・支援計画書（以下ケアプランとする）が利用者の意向を基本として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得るものとする。

3 センターは、ケアプランが基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

4 センターはケアプランの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めるものとする。

(介護予防支援の提供方法)

第8条 介護予防支援の提供は、次の各号によるものとする。

(1) 利用者の被保険者証により被保険者資格と要支援認定等の有無、認定区分と要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

(2) 要支援認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合には被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(3) 要支援認定等の更新の申請は、現在の要支援認定等の有効期間が満了する1カ月前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(4) ケアプランを作成し、利用者若しくはその家族の意思を尊重して、医療保健サービス、福祉サービス等の事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的効果的にサービス提供の手続を行うものとする。

(5) センターは、次のいずれかに該当するような正当な理由がなければ業務の提供を拒否してはならない。該当する場合にあつては、遅滞なく意見を付してその旨を当該被保険者に通知するものとする。

ア 予防給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(介護予防支援の内容)

第9条 担当職員は、ケアプランの作成の開始にあたっては、指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し

利用者にサービスの選択を求めるものとする。

- 2 担当職員は、通常事業所内又は利用者の自宅等において相談を受けるものとする。
- 3 担当職員は、ケアプランの作成にあたっては、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 担当職員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を一度以上訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し、理解を得るものとする。
- 5 担当職員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだケアプランの原案を作成するものとする。
- 6 担当職員は、ケアプランの原案に位置づけたサービスの担当者会議を開催し、当該ケアプランの原案の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。
- 7 担当職員は、ケアプランの原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について説明し、文書により回答を得るものとする。
- 8 担当職員は、ケアプラン作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 9 担当職員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合または利用者が介護保険施設等への入院及び入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等への照会その他の便宜の提供を行うものとする。
- 10 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめケアプランの作成等の援助を行うものとする。
- 11 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
- 12 11の場合において担当職員は、ケアプランを作成した際には、当該ケアプランを主治医等に交付するものとする。
- 13 担当職員は指定介護予防サービス事業者から利用者に係る情報の提供をうけたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医等または薬剤師に提供するものとする。
- 14 担当職員は、ケアプランに介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係わる主治医等の指

示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治医等の医学的観点から留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。

1 5 担当職員は、利用者が掲示する被保険者証に、法第 2 7 条第 8 項第 2 号に掲げる事項に係わる認定審査会の意見又は法第 3 7 条第 1 項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣意（サービスの指定については変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得たうえで、その内容に沿ってケアプランを作成するものとする。

1 6 担当職員は、ケアプランの作成又は変更にあたっては利用者の日常生活全般を支援する観点から予防給付等対象サービス以外にも市の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてケアプラン上に位置づけるよう努めるものとする。

1 7 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

（1） 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者に面接する。

（2） アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。また、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し面接する。利用者の居宅を訪問しない期間においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接が出来ない場合は、電話等により利用者との連絡を実施する。

（3） 少なくとも 1 月 1 回、モニタリングの結果を記録する。

（利用料等）

第 1 0 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しないものとする。

（事業実施地域）

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は、能代市南地域とする。

（事業の委託）

第 1 2 条 センターは、指定介護予防支援を行うにあたって、ケアプランの作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

（秘密の保持）

第 1 3 条 事業に従事する担当職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守し、また、事業に従事しないこととなった後も同様とする。

2 センターは、サービス担当者会議において利用者等の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(勤務体制の確保等)

第14条 センターは利用者に適切なサービスの提供ができるよう、介護老人保健施設友楽苑の就業規則に基づいた勤務体制をとるものとする。

2 担当職員の資質向上のため、定期的な研修の機会を設けるものとする。

(苦情受付と処理)

第15条 センターは、提供した指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 管理者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び

訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第20条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録するものとする。

(資質の向上)

第21条 事業所は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後から1か月以内

(2) 行政の定める研修 適宜

(3) 外部研修 随時

(4) 虐待防止研修 年1回以上

(5) 業務継続計画研修 年1回以上

(6) 感染症予防研修 年1回以上

(掲示)

第22条 事業所は、この規定の概要、職員の勤務体制及びサービスの選択に必要な重要事項を事業所内に備え付けるほか、市役所ホームページを利用して閲覧に供する。

(その他運営に関する事項)

第23条 担当職員は、勤務中は常に身分を証明する証票を携行し、訪問時又は利用者から求められたときは、これを提示するものとする。また利用者に対し、特定の介護予防サービスの利用の強要、当該事業者からその代償としての金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

2 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

3 この規程に定めるものを除き、センターの運営に関しては、一般社団法人 能代市山本郡医師会と事業所の管理者及び能代市との協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和2年12月 1日一部改訂

令和3年10月 1日一部改訂

令和4年 4月 1日一部改訂

令和4年 7月 1日一部改訂

令和5年 4月 1日一部改訂

令和6年 2月 1日一部改訂

令和6年 3月15日一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂
令和 7 年 4 月 1 日一部改訂